

平成 30 年 2 月

第 1 回稲城市議会定例会議案

(2 月 2 6 日開会
月 日閉会)

氏 名

平成30年第1回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第 1 号議案 稲城市表彰条例の一部を改正する条例
- 第 2 号議案 稲城市職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 3 号議案 稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 号議案 稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 号議案 稲城市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 号議案 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 号議案 稲城市児童育成手当条例等の一部を改正する条例
- 第 8 号議案 稲城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 号議案 稲城市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 号議案 稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第 11 号議案 平成29年度東京都稲城市一般会計補正予算（第6号）
- 第 12 号議案 平成29年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 13 号議案 平成29年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 14 号議案 平成29年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

<当初予算>

- 第 15 号議案 平成30年度東京都稲城市一般会計予算

第16号議案 平成30年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算

第17号議案 平成30年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算

第18号議案 平成30年度東京都稲城市下水道事業特別会計予算

第19号議案 平成30年度東京都稲城市介護保険特別会計予算

第20号議案 平成30年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算

第21号議案 平成30年度東京都稲城市病院事業会計予算

<その他>

第22号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

第1号議案

稲城市表彰条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

自治功労表彰について、在職年数が基準に達した時点で行えることとするほか、在職年数の算定に係る規定を整備する等のため、稲城市表彰条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市表彰条例の一部を改正する条例

稲城市表彰条例（昭和56年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「満4年」を「、満4年」に改め、同条第2号中「市議会」を「稲城市議会」に、「満8年」を「、満8年」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「稲城市教育委員会の」に、「選挙管理委員会」を「稲城市選挙管理委員会の」に、「監査委員」を「稲城市監査委員」に、「農業委員会」を「稲城市農業委員会の」に、「固定資産評価審査委員会」を「稲城市固定資産評価審査委員会の」に改め、「それぞれ」を削り、同条第4号中「職（前号に該当するもの及び消防団）」を「職の職員（前号に該当する者及び稲城市消防団の団員（災害支援団員を含む。）」に改め、「それぞれ」を削り、同条第5号中「前各号」を「前各号に掲げる者」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員又は保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司として、満12年以上その職にあった者

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項各号に掲げる年数の算定に係る細則は、規則で定める。

第8条第3項中「者に対する」を削り、「その退職又は死亡の際に行う」を「第4条第1項に定める基準に到達した者に対し、順次行うことができる」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 号議案

稲城市職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

第三次稲城市立病院改革プランの実効性を確保するため、稲城市職員定数条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市職員定数条例の一部を改正する条例

稲城市職員定数条例（昭和41年稲城市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の部病院の職員の項中「330人」を「357人」に改め、同表計の項中「976人」を「1,003人」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第3号議案

稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、稲城市議会議員の議員報酬の額を改定するため、稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年稲城市条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「498,000円」を「523,000円」に、「454,000円」を「477,000円」に、「432,000円」を「454,000円」に、「424,000円」を「445,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第4号議案

稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長及び副市長の給料の額を改定するため、稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「854,000円」を「897,000円」に、「740,000円」を「777,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第5号議案

稲城市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の給料の額を改定するため、稲城市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正
する条例

稲城市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和39年稲城市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第3条中「695,000円」を「730,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 6 号議案

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第2条の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正及び稲城市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民

健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第1項中「100分の4.62」を「100分の4.68」に改める。

第5条中「22,600円」を「29,400円」に改める。

第6条中「100分の1.18」を「100分の1.16」に改める。

第7条中「5,500円」を「7,600円」に改める。

第13条第2項中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第21条第1号中「15,820円」を「20,580円」に、「3,850円」を「5,320円」に改め、同条第2号中「11,300円」を「14,700円」に、「2,750円」を「3,800円」に改め、同条第3号中「4,520円」を「5,880円」に、「1,100円」を「1,520円」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第7号議案

稲城市児童育成手当条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による所得税法（昭和40年法律第33号）の改正に伴い、稲城市児童育成手当条例、稲城市心身障害者福祉手当に関する条例、稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市児童育成手当条例等の一部を改正する条例

(稲城市児童育成手当条例の一部改正)

第1条 稲城市児童育成手当条例（昭和46年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(稲城市心身障害者福祉手当に関する条例の一部改正)

第2条 稲城市心身障害者福祉手当に関する条例（昭和49年稲城市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の稲城市児童育成手当条例の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の稲城市心身障害者福祉手当に関する条例の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成32年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成31年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4 第4条の規定による改正後の稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成31年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

第8号議案

稲城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第11条の規定による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正に伴い、稲城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

稲城市後期高齢者医療に関する条例（平成20年稲城市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「法第55条」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2号中「法第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

付則第3条及び第4条を削る。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第9号議案

稲城市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

墓地等の経営の適正化を進めるとともに周辺環境との一層の調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与するため、稲城市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年稲城市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「規則で定める期間」を「7年」に改め、同条第3号中「有する」を「有し、かつ、その事務所について当該登記をした日の翌日から第3条第2項の申請の日までの期間が、7年を経過している」に改める。

第8条第1項第6号中「ごみ集積設備」の前に「当該墓地の区域内に、」を加え、同項第7号を次のように改める。

(7) 駐車場の出入口の接続する道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。）が、当該接続する部分において6メートル以上の幅員を有すること。

第8条第1項に次の1号を加える。

(8) 前号に規定する幅員が、当該接続する部分から、6.5メートル以上の幅員が確保された他の道路（建築基準法第42条第1項第1号に規定する道路に限る。）に接続するまでの区間において、確保されていること。

第9条第2号中「寺院、教会等の礼拝の施設」を「墓地の区域、宗教法人法第3条に規定する境内地（7年以上の経営実績がある寺院、教会等の礼拝の施設に係るものに限る。）の区域」に改め、「又は公益法人」を削る。

第10条に次の2号を加える。

(7) 当該納骨堂の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの間について、4メートル以上の水平距離が確保され、かつ、安全性及び景観を考慮した障壁、密植した樹木の垣根等が設けられていること。

(8) 当該納骨堂の区域内に、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び規則で定める基準を満たす駐車場が設けられていること。ただし、当該納骨堂を経営しようとする者が当該納骨堂の近隣にこれらの設備を所有し、かつ、当該所有する設備を当該納骨堂の利用者の使用に供する場合であって、当該納骨堂の区域内にこれらの設備の全部又は一部を設けないことにつき公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

第13条第1項中「又は墳墓」を「若しくは墳墓」に改め、「拡張」の次に「又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更」を加える。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日（次条において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定は、施行日以後になされた経営等の許可の申請について適用し、施行日前になされた経営等の許可の申請については、なお従前の例による。

第10号議案

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条の規定による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正等及び稲城市介護保険事業計画（第7期）が平成30年度から開始することに伴い、稲城市介護保険条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

稲城市介護保険条例（平成12年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中 「 第3節 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第15条の5の20—第15条の5の22） を
第4章 地域支援事業等（第15条の6—第17条） 」

「 第3節 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第15条の5の20—第15条の5の22） に改める。
第4節 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準（第15条の5の23・第15条の5の24）
第4章 地域支援事業等（第15条の6—第17条） 」

第15条の5の20第4項中「市町村」の次に「（特別区を含む。以下同じ。）」を、「老人介護支援センターをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定居宅介護支援事業者をいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第3章の3に次の1節を加える。

第4節 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準
（指定居宅介護支援の基本方針）

第15条の5の23 指定居宅介護支援の事業は、その利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居

宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（委任）

第15条の5の24 前条に定めるもののほか、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、規則で定める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「令第38条第1項第1号」を「令第39条第1項第1号」に改め、同項第2号中「令第38条第1項第2号」を「令第39条第1項第2号」に改め、同項第3号中「令第38条第1項第3号」を「令第39条第1項第3号」に改め、同項第4号中「令第38条第1項第4号」を「令第39条第1項第4号」に改め、同項第5号中「令第38条第1項第5号」を「令第39条第1項第5号」に、「57,600円」を「62,400円」に改め、同項第6号から第9号までを次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者 74,800円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から法第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第

1 項第 1 号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 81,100円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 93,600円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 106,000円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

第18条第1項に次の3号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 112,300円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(1) 次のいずれかに該当する者 118,500円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(2) 前各号のいずれにも該当しない者 124,800円

第18条第2項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

第32条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市介護保険条例第18条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第11号議案

平成 29 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 29 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）

平成29年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,231千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,545,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄 附 金		5,270	2,050	7,320
	1 寄 附 金	5,270	2,050	7,320
19 繰 入 金		1,300,789	6,870	1,307,659
	1 基 金 繰 入 金	1,300,789	6,870	1,307,659
21 諸 収 入		466,563	311	466,874
	4 雑 入	243,985	311	244,296
歳 入 合 計		32,536,360	9,231	32,545,591

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		3,222,619	2,361	3,224,980
	1 総 務 管 理 費	2,530,444	2,361	2,532,805
3 民 生 費		14,103,951	△19,184	14,084,767
	1 社 会 福 祉 費	4,576,027	△19,184	4,556,843
8 土 木 費		4,032,347	26,054	4,058,401
	4 都 市 計 画 費	2,414,779	26,054	2,440,833
歳 出 合 計		32,536,360	9,231	32,545,591

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第18款 寄 附 金 (補正額 2,050 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	寄 附 金	5,270	2,050	7,320		
	2 土木費寄附金	0	50	50		
					1 都市計画費寄附金	50
	3 民生費寄附金	2,000	2,000	4,000		
					1 心身障害者福祉費寄附金	2,000
	計	5,270	2,050	7,320		

第19款 繰 入 金 (補正額 6,870 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	1,300,789	6,870	1,307,659		
	1 財政調整基金繰入金	513,682	6,870	520,552		
					1 財政調整基金繰入金	6,870
	計	1,300,789	6,870	1,307,659		

第21款 諸 収 入 (補正額 311 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	243,985	311	244,296		
	3 雑 入	243,607	311	243,918		
					1 雑 入	311
	計	466,563	311	466,874		

(単位：千円)

説 明	
(土木課) ホテル育成事業指定寄附金	50 50
(障害福祉課) 福祉事業指定寄附金	2,000 2,000

第18款 寄 附 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 財政調整基金繰入金	6,870 6,870

第19款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(企画政策課) 商標使用料	311 311

第21款 諸 収 入

歳 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 2,361 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	総 務 管 理 費	2,530,444	2,361	2,532,805	0	0	0	2,361	0
	6 財 産 管 理 費	95,497	2,163	97,660	0	0	0	2,163	0
					0	0	0	2,163	0
	7 企 画 調 査 費	3,491	198	3,689	0	0	0	198	0
					0	0	0	198	0
計		3,222,619	2,361	3,224,980	0	0	0	2,361	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
25積立金	2,163	1 財産管理費 (財政課)	2,163
		25積立金	2,163
		財政調整基金積立金	2,163
14使用料及び 賃借料	198	1 企画事務費 (企画政策課)	198
		14使用料及び賃借料	198
		著作権料	198

第2款 総 務 費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
28 繰出金	△19,184	2 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険年金課） △19,184
		28繰出金 △19,184
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金 △19,184

第3款 民 生 費

第12号議案

平成 29 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成 29 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成29年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,591千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,145,985千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		946,530	△19,184	927,346
	1 他会計繰入金	915,517	△19,184	896,333
11 繰越金		18,711	59,775	78,486
	1 繰越金	18,711	59,775	78,486
歳入合計		9,105,394	40,591	9,145,985

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸支出金		23,096	40,591	63,687
	1 償還金及び還付加算金	23,096	40,591	63,687
歳出合計		9,105,394	40,591	9,145,985

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第10款 繰入金 (補正額 △19,184 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	915,517	△19,184	896,333		
	1 一般会計繰入金	915,517	△19,184	896,333		
					1 一般繰入金	△19,184
	計	946,530	△19,184	927,346		

第11款 繰越金 (補正額 59,775 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	18,711	59,775	78,486		
	2 その他繰越金	18,710	59,775	78,485		
					1 その他繰越金	59,775
	計	18,711	59,775	78,486		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 一般繰入金	$\Delta 19,184$ $\Delta 19,184$

第10款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 前年度繰越金	$59,775$ $59,775$

第11款 繰 越 金

歳 出

第11款 諸支出金 (補正額 40,591 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	23,096	40,591	63,687	0	0	0	0	40,591
	2 償 還 金	10,176	40,591	50,767	0	0	0	0	40,591
					0	0	0	0	40,591
計		23,096	40,591	63,687	0	0	0	0	40,591

(単位：千円)

節		説明						
区分	金額							
23償還金利子及び割引料	40,591	<table border="0"> <tr> <td>1 償還金（保険年金課）</td> <td style="text-align: right;">40,591</td> </tr> <tr> <td>23償還金利子及び割引料</td> <td style="text-align: right;">40,591</td> </tr> <tr> <td>償還金</td> <td style="text-align: right;">40,591</td> </tr> </table>	1 償還金（保険年金課）	40,591	23償還金利子及び割引料	40,591	償還金	40,591
1 償還金（保険年金課）	40,591							
23償還金利子及び割引料	40,591							
償還金	40,591							

第11款 諸 支 出 金

第13号議案

平成 29 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

平成 29 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成29年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 96,554千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,920,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

平成30年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		185,295	47,000	232,295
	1 国庫補助金	185,295	47,000	232,295
3 都支出金		117,521	23,500	141,021
	1 都補助金	117,521	23,500	141,021
4 繰入金		1,521,076	26,054	1,547,130
	1 他会計繰入金	1,521,076	26,054	1,547,130
歳 入 合 計		1,824,404	96,554	1,920,958

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		1,692,973	96,554	1,789,527
	1 事業費	1,692,973	96,554	1,789,527
歳 出 合 計		1,824,404	96,554	1,920,958

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	稲城南多摩駅周辺地区事業費	96,554

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 2 款 国庫支出金 (補正額 47,000 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫補助金	185,295	47,000	232,295		
	1 区画整理補助金	185,295	47,000	232,295		
					4 南多摩駅周辺 区画整理補助金	47,000
	計	185,295	47,000	232,295		

第 3 款 都支出金 (補正額 23,500 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都補助金	117,521	23,500	141,021		
	1 区画整理補助金	117,521	23,500	141,021		
					4 南多摩駅周辺 区画整理補助金	23,500
	計	117,521	23,500	141,021		

第 4 款 繰入金 (補正額 26,054 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	1,521,076	26,054	1,547,130		
	1 一般会計繰入金	1,521,076	26,054	1,547,130		
					1 一般会計繰入金	26,054
	計	1,521,076	26,054	1,547,130		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	47,000
稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業補助金 (5/10・5.5/10)	47,000

第2款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	23,500
稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業補助金 (2.5/10・2.25/10・1/2)	23,500

第3款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	26,054
一般会計繰入金	26,054

第4款 繰 入 金

歳 出

第 2 款 事 業 費 (補正額 96,554 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	事 業 費	1,692,973	96,554	1,789,527	47,000	23,500	0	0	26,054
	1 公共団体施行 事 業 費	1,382,973	96,554	1,479,527	47,000	23,500	0	0	26,054
					47,000	23,500	0	0	26,054
計		1,692,973	96,554	1,789,527	47,000	23,500	0	0	26,054

第14号議案

平成 29 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成 29 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成29年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成30年 2 月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
稲城市公共下水道事業の一部（第三期事業区域）に関する業務委託経費	平成29年度から 平成32年度まで	365,534

債務負担行為で翌年度以降にわたる
額又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限度額	前年度未までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
稲城市公共下水道事業の一部（第三期事業区域）に関する業務委託経費	365,534	—	—

ものについての前年度末までの支出
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地方債	その他	
平成29年度から 平成32年度まで	365,534	47,495	239,300	78,522	217

第22号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

平成30年 2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合の保険料の軽減に係る経費について、関係市区町村が負担金として支弁する措置を平成31年度まで実施するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「平成28年度分及び平成29年度分」を「平成30年度分及び平成31年度分」に、「平成28年4月1日現在」を「平成30年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、平成30年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成29年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。